

## REMED CUP 2026 大会規定（暫定）

本規定は、一般社団法人 再生医療福祉支援基金（以下「主催者」）が主催する「REMED CUP 2026」（以下「本大会」）の円滑かつ公正な運営を目的として定めるものとする。

### 第1条 | 総則

1. 本大会は、再生医療および車椅子ゴルフ支援の普及を目的としたチャリティ・サーキット競技大会とする。
2. 本規定は、シリーズ戦および最終戦（GRAND FINAL）すべてに適用される。

### 第2条 | 参加資格および登録

1. 本大会の参加資格は、主催者が別途定める要項に基づくものとする。
2. 選手は、エントリー時に申告した情報（年齢、資格、ハンディキャップ等）について正確に申告する義務を負う。
3. 虚偽申告が判明した場合、主催者判断により失格とし、当該大会の賞金・ポイントは付与しない。なお、参加費の返金を行わない。

### 第3条 | 競技方法

1. 本大会は、主催者が指定するゴルフ場において開催する。
2. 競技形式は、原則として18ホール・ストロークプレーとする。
3. ティー位置は以下を原則とする。
  - 男子プロおよび49歳以下の男子アマ：フルバックティー
  - 50歳以上の男子アマ：レギュラーティー
  - 44歳以下の女子プロ・女子アマ：レギュラーティー
  - 45歳以上の女子プロ・女子アマ：レッドティーなお、ゲスト参加の女子プロについては、本人の希望によりティーを選択することができる。
4. ただし、開催ゴルフ場の設定、当日の競技条件および出場選手構成等を考慮し、主催者の判断により使用ティーを変更する場合がある。
5. ペアリングおよび組構成は、エントリー状況および運営上の判断により主催者が決定する。

### 第4条 | 順位の決定方法

1. 順位は、18ホールのストローク数により決定する。
2. 同スコアの場合の扱いは、以下の通りとする。
  - (1) 1位がタイの場合
    - 男子プロ：プレーオフを実施。
      - プレーオフは、ゴルフ場が指定するホールにて行う。
      - プレーオフの方式およびホール数は、当日の運営判断により決定する。
    - 男子アマ・女子アマ部門：原則プレーオフを実施。
      - ゴルフ場の都合でプレーオフができない場合、同順位扱いとし、賞金・ポイントは均等分配。

## (2) 2位以下がタイの場合

- 男子プロ・男子アマ・女子アマ問わず、カウントバック方式は採用せず、同順位とする。
3. ゲスト参加の女子プロについてもスコアに基づき順位を決定するが、表彰の対象外とする。

## 第5条 | 賞金の分配

1. 賞金は、各大会で定められた賞金表に基づき支給する。
2. 同順位の場合は、該当順位の賞金を均等分配する。
3. 男子プロ部門でプレーオフにより順位が確定した場合は、結果に基づき賞金を支給する。
4. 男子アマ・女子アマ部門の1位タイも原則プレーオフ実施。
5. ゴルフ場の都合でプレーオフができない場合は同順位扱い、賞金・ポイントは均等分配とする。
6. ゲスト参加の女子プロには、本条に基づく賞金の支給は行わない。

## 第6条 | ポイント制度

1. 本大会では、REMED CUP 独自のポイント制度を採用する。
2. 各順位に付与されるポイントは、主催者が別途定めるポイント表に基づくものとする。
3. 同順位の場合、該当順位のポイントは原則均等分配する。
  - 男子アマ・女子アマ部門の1位タイも原則プレーオフ実施。
  - ゴルフ場の都合でプレーオフができない場合は同順位扱い、賞金・ポイントは均等分配。
4. 選手は、ポイントランキングページにて自身のポイント状況を確認できるものとする。
5. **SNS ボーナスポイント**
  - ① SNS ボーナスポイントは月単位で集計する。
  - ② SNS ボーナスポイントは原則として申告制とし、ポイント加算を希望する選手は、REMED 公式タグを付けた投稿のスクリーンショットを、公式 LINE にて提出するものとする。
  - ③ 提出内容を運営事務局が確認後、条件を満たしている場合に限り、SNS ボーナスポイントを加算する。
  - ④ プロ、メンバー登録済み選手およびアマチュア選手は、ポイントランキングページにて、SNS ボーナスポイントを含む合計ポイントを確認できるものとする。
6. ポイントランキングページに掲載される情報の反映時期や更新頻度については、運営事務局の定める方法により行うものとする。
7. ゲスト参加の女子プロは、ポイント付与の対象外とする。

## 第7条 | 行動規範・マナー

1. 選手は、スポーツマンシップを尊重し、他の選手、関係者、ギャラリーおよび大会運営に対し、礼節ある行動をとるものとする。
2. 大会運営の円滑な進行や大会の品位を損なう行為、または REMED CUP の信用・評価を著しく損なう発言や行動が確認された場合、主催者の判断により、注意、警告、当該大会からの退場、または次回以降の大会参加をお断りする場合がある。
3. 本条に基づく措置については、主催者が総合的に判断し、最終裁定を行うものとする。
4. 暴言、威圧的言動、ハラスメント行為、競技進行を著しく妨げる行為が認められた場合、主催者判断により注意、警告、失格、以降の大会参加停止等の措置を行うことがある。

## 第8条 | ドレスコード

1. 選手は、開催ゴルフ場が定めるドレスコードおよび大会の品位を損なわない服装を遵守するものとする。
2. ジーンズ、サンダル、過度な露出、その他主催者が不適切と判断する服装での参加を禁止する。

## 第9条 | 撮影・肖像権の取り扱い

1. 本大会において撮影された写真、映像、音声等については、主催者が管理するものとする。
2. 主催者は、当該素材を公式 HP、SNS、YouTube、広報物、スポンサー向け資料等は無償で使用できるものとする。
3. 当該使用に関して、選手は肖像権、著作隣接権等の主張を行わないものとする。

## 第10条 | 競技委員および運営指示

1. 競技中は、競技委員および運営スタッフの指示を最優先とし、選手はこれに従うものとする。

## 第11条 | 途中棄権・失格

1. 競技中に選手が棄権した場合、当該大会の順位、賞金およびポイントは付与されない。
2. 規則違反、マナー違反、虚偽申告等が認められた場合、主催者判断により失格とすることがある。
3. 失格となった選手には、当該大会の賞金およびポイントは付与されない。

## 第12条 | 競技中断・中止

1. 天候不良、自然災害、その他やむを得ない事由により競技を中断または中止する場合がある。
2. 競技成立の可否は、主催者および競技委員会の判断により決定する。
3. 本大会は、18ホール中9ホール以上を消化した場合、競技成立とする。
4. 9ホール未満で競技が中止となった場合は、競技不成立とする。
5. 競技不成立と判断された場合は、当該大会における順位確定、賞金およびポイントの付与は行わないものとする。
6. 競技不成立となった大会については、主催者の判断により、同一大会として別日に延期開催する場合がある。
7. 延期開催を行う場合、当該大会のエントリーフィーは、原則として延期後の開催大会へ充当するものとする。
8. 延期後の開催日に参加できない選手、または返金を希望する選手については、所定の手続きに基づき、返金対応を行うものとする。
9. 返金方法および返金時期の詳細については、主催者が別途定め、公式サイトまたは公式 SNS 等にて告知するものとする。

## 第13条 | 安全配慮および免責

1. 選手は、自身の健康状態および安全管理について自己責任で参加するものとする。
2. 大会参加に伴う事故、怪我、疾病等について、主催者に重大な過失がない限り、主催者は責任を負わないものとする。

## 第 14 条 | 反社会的勢力の排除

1. 選手および関係者は、反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても関与しないものとする。
2. 該当が判明した場合、主催者は当該者の参加を無条件で取り消すことができる。

## 第 15 条 | キャンセル規定および領収書

1. 参加費のキャンセル規定は以下の通りとする。
  - エントリー締切日まで：キャンセル無料。  
※決済日から 120 日以内の場合は、クレジットカードへの自動返金とする。  
※決済日から 121 日以降の場合は、所定の手数料を差し引いた金額を、銀行振込にて返金するものとする（振込手数料は参加者負担）。
  - エントリー締切日以降のキャンセル：参加費の 100% を参加者負担とする。
  - 当日キャンセルまたは無断欠席の場合、主催者判断により、次回以降の大会参加をお断りする場合がある。
  - 怪我や体調不良等による途中棄権の場合、参加費の返金を行わない。
2. 領収書を希望する場合は、決済サービス (Square) の決済完了画面より、各自で領収書の発行を行うものとする。

## 第 16 条 | 最終戦 (GRAND FINAL) の特例

1. 最終戦 (GRAND FINAL) については、本規定に定める内容に加え、主催者が別途定める実施要項を適用する。
2. 最終戦に関しては、別途定める実施要項の内容を本規定に優先して適用する。

## 第 17 条 | 規定の変更および最終裁定

1. 本規定に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合は、主催者および競技委員会が協議のうえ決定する。
2. 本規定は、やむを得ない事情により変更される場合がある。
3. 本大会に関する最終的な裁定権は、主催者に帰属する。

※本規定は「2026 年度 暫定大会規定」とし、2026 年度の運営実績を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、次年度以降に反映するものとする。